

## 欧州評議会議員会議

決議 1815 (2011) <sup>1</sup>

電磁場の潜在的な危険性と環境におけるそれらの影響

1. 当議員会議は、多くの憲章や国際協定、宣言議定書を発表したように、ストックホルム宣言（ストックホルム、1972年）と人間の環境に関する国連会議以降、環境と環境衛生を保護する責任のあり方の重要性を繰り返し、強調してきた。当議会は、この分野における過去の業績を参照する。すなわち、環境と衛生に関する勧告 1863（2009年）；健康に関する健康に危険を引き起こす要因のよりよい予防、騒音と光公害に関する勧告 1947（2010年）、もっと一般的には、健康的な環境に対する権利に関する人権のヨーロッパ協定にたいする付加的なプロトコルの起草に関する勧告 1885（2009年）、デンマーク協定の改訂である、司法へのアクセスと環境上の意思決定における公衆参加、情報へのアクセスに関する勧告 1430（1999年）だ。

2. 送電線や電気機器の周囲にある極低周波(ELF)電磁場の潜在的な健康影響は、進行中の研究テーマであり、非常に多くの社会的論争がある。世界保健機関によると、全ての周波数の電磁場は、最も身近で、最も早く増大した環境因子の一つを現し、それについての不安と考察が広がっている。全ての人々は今、電磁場へ異なる度合いで曝されている。その被曝レベルは技術の進歩とともに増え続けるだろう。

3. 携帯電話通信は世界中で一般的になった。これらの無線技術は、無線周波数信号で情報を中継する、固定したアンテナや基地局の広大なネットワークにたよっている。世界中に 140 万を越える基地局が存在し、その数は第三代技術の導入とともに大幅に増え続けている。無線ローカル・エリア・ネットワークのような、高速インターネットアクセスができるその他の無線ネットワークもまた、家庭やオフィス、多くの公共空間（空港、学校、住宅地、市街地）でますます一般的になった。多数の基地局と地域無線ネットワーク増加のせいで、住民は無線周波数電磁波に被曝している。

4. 特定の周波数帯の電場と電磁場は、医療で利用される全体的に有益な効果があるが、非電離放射線は、極低周波周波数や送電線、レーダーや電話通信、携帯電話通信に使われる一定の高周波であろうとなかろうと、公的なしきい値以下で被曝した場合でさえ、人体と同様に植物や昆虫、動物における生物学的な影響や非熱効果、潜在的に有害性があるようだ。

5.全てのタイプと周波数の電磁場照射の基準としきい値について、当議会は ALARA（合理的に可能な限り低く）原則が適用され、電磁的照射や放射線の熱効果と非熱効果や生物学的影響と呼ばれる両方を扱うことを強く勧告する。さらに、十分な確実性をもって科学的評価を決定することが許されない場合、予防原則が適用されるべきだ。人々の被曝が増え続けている状況を考慮すると、早い段階での警告が無視された場合、とくに若者や子どものような傷つきやすい集団において、きわめて高い人的・経済的コストにつながるだろう。

6.予防原則の尊重を求めたにも関わらず、そして全ての勧告、宣言、多数の法定又は立法上の前進にも関わらず、新しく出現した環境リスクや健康リスクや理解への反応がまだ不足していること、効果的な予防的対策の実行や採用において事実上組織的な遅れがあることを、当議会は遺憾に思う。はっきりわかっているリスクを防ぐための行動を起こす前に、高いレベルの科学的、医学的証拠を待つことは、過去に起きたアスベストや加鉛ガソリン、タバコのように、非常に高い健康コストと経済コストにつながるだろう。

7.電磁場や電磁波の問題と環境や健康に起こりうる結果は、遺伝的に生物を減らすことや、重金属、殺虫剤、化学物質、投薬の許可のようなその他の現在の問題と対応することに当議会は留意する。したがって、環境と人類の健康に否定的な影響を及ぼすおそれがあるものに対して、科学的な専門技術の信頼性がある独立した問題は、透明でバランスがとれた評価を達成することがきわめて重要だということを、当議会は強調する。

8.上記の理由から、議員会議は欧州評議会加盟国に勧告する：

#### 8.1 一般の関係において

8.1.1 電磁場、とくに携帯電話からの無線周波数、そしてとりわけ頭部の腫瘍のリスクがもっとも大きいように見える子どもや若者への被曝を減らすために、合理的な対策をとること。

8.1.2 国際非電離放射線防護委員会によって設けられた電磁場被曝に対する現在の基準に関する科学的根拠を見直すこと。それは、深刻な限界があり、ALARA)原則を適用し、電磁場照射や放射の熱効果と非熱効果や生物学的影響の両方を扱うこと。

8.1.3 とくに生殖年齢の若者やティーンエイジャー、とりわけ子どもをターゲットにした、人間の健康や環境における潜在的に有害な長期間の生物学的影響のリスクに関する意識向上キャンペーンや情報を加えること。

8.1.4.電磁場の不耐性の症候群に苦しむ「電磁波過敏症」の人々に細心の注意を払い、彼らを守るために、特別な対策を導入すること。それは無線ネットワークで覆われていない電磁波フリーのエリアを作ることを含む。

8.1.5. コストを減らし、エネルギーを節約し、環境と人間の健康を守るために、デジタル式コードレス電話型の機器、携帯電話とアンテナの新しいタイプの研究を始めること、環境と健康へネガティブな影響は少ないが、効率的で適性な技術に基づく電話通信を開発するための研究を促進すること。

8.2 携帯電話やデジタル式無線電話、コンピューターのための無線 LAN や WiMax、WiFi、ベビーモニターのようなその他の無線機器の個人的使用について。

8.2.1. 全ての屋内環境で、マイクロ波への長期被曝のレベルのための予防的しきい値を設けること。予防原則に従って  $0.6\text{V/m}$ （訳注：電力密度で  $0.1\mu\text{W}/\text{cm}^2$ ）を越えず、中期で  $0.2\text{V/m}$ （訳注：電力密度で  $0.01\mu\text{W}/\text{cm}^2$ ）に減らすこと。

8.2.2. 全ての新しい機器について許可を与える前に、適切なリスク評価手続きを始めること。

8.2.3. 機器の比吸収率（SAR）や送信出力、その使用に係る健康リスク、マイクロ波や電磁場の存在を示す明確な表示を導入すること。

8.3. 子どもの保護について

8.3.1. 異なる省庁内（教育、環境、健康）で、初期の特異的なリスク、考慮される病気、携帯電話とマイクロ波を照射するその他の機器の長い使用について警告するために、教師、保護者、子どもを対象にした情報キャンペーンを行うこと。

8.3.2. 一般の、そしてとくに学校や教室の子どものために、学校の敷地で生徒による携帯電話の使用を厳しく規制し、有線インターネット接続を優先すること。

#### 8.4. 電力送電線と携帯電話中継基地局の計画の関係について

8.4.1. 高圧送電線とその他の電力設備が住宅から安全な距離を維持するために、都市計画策を導入すること。

8.4.2. 新しい住宅で電気システムの健康影響のために厳しい安全基準を採用すること。

8.4.3. ALARA 原則に従って中継アンテナの基準値を削減し、全てのアンテナを監視する継続的で総合的なシステムを導入すること。

8.4.4. 新しい GSM、UMTS、WiFi、WIMAX アンテナの位置を、単に事業者の関心に従うだけでなく、地方や地域政府の担当者、地域住民、懸念する市民の団体と相談して決めること。

#### 8.5 リスク評価と予防について

##### 8.5.1 より予防的な環境評価をする

8.5.2 リスク評価の基準と質を改善すること。リスクスケール基準をつくること、義務的にリスクレベルを表示すること、異なるリスク仮説の研究を委託すること、実際の生活状態で両立の可能性を検討すること。

8.5.3 「早い段階での警告」をする科学者に注意し保護すること。

8.5.4 予防原則と ALARA 原則の人権主義の定義を明確に示すこと。

8.5.5 とくに健康影響を評価するための公衆衛生調査研究を対象にする、産業と製品の課税からの交付金を通して、独立した研究のための公的資金を増やすこと。

8.5.6 公的資金の配分のための独立した委員会をつくること

8.5.7 強制的にロビー・グループの透明化をすること

8.5.8 市民社会を含む、全てのステークホルダーの間で多元性と相反する議論を促すこと。

<sup>1</sup>2011年5月27日、当議会を代表して活動する、独立委員会で採択された文書（Doc 12608 参照。環境、農業、地方と地域問題委員会、報告者フス氏）

出典：

[http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta11/eRES1815.  
htm](http://assembly.coe.int/Mainf.asp?link=/Documents/AdoptedText/ta11/eRES1815.htm)

（訳：加藤やすこ 2011.12.2）